城西小いじめ防止基本方針

令和７年４月１日

彦根市立城西小学校

１ いじめ防止のための基本的な考え方

（1） いじめの未然防止

本校児童は、全体的に真面目で意欲的な児童が多い。しかし、慎重さに欠ける言動や自己中心的な言動で、相手の心を傷つけている場面も見られる。また、人間関係が上手く構築できず、トラブルになることもある。教職員は、いじめはどの子にも起こりうるという危機意識を常にもって、いじめに向かわせないための未然防止に力を入れている。

いじめの未然防止のためには、児童の自主的な活動による居心地の良い学級・学校づくりはもとより、 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要であることから、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加･活躍できるような授業づくりや集団づくりに
努めることとする。併せて、 発達障害等の特性のある児童（性同一性障害等を含む）や家庭環境に配慮を要する児童（外国人児童生徒、 被虐待児童生徒を含む）に対する居場所づくりを推進する。

また、城西独自の学校風土をつくることを通して、集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、人権教育および道徳教育の充実を図り、一人ひとりの違いを排除するのではなく、違いを認め、 受け入れ、生かし合う人間関係をつくるよう努める。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長することのないよう、研修を積む。

（2） 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、「いじめではないか」との疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していく。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保っていく。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組んでいく。

（3） いじめへの対処

いじめの発見･通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関･専門機関との連携のもとで取り組んでいく。

いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、概ね次の２つの要件が満たされるところまで対処していく。

１．いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安とする）継続していること。
２．いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

（4） 地域や家庭との連携

より多くの大人が児童を見守ったり、子どもの悩みや相談を受け止めたりすることができるようにするため、学校と家庭･地域が組織的に連携･協働する体制を構築していく。

（5） 関係機関との連携

平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築し、いじめ発生時には的確な対応ができるようにする。

２ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

３ いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等（インターネットを通じて行われるものを含む）の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめは、被害･加害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在を含めた中で発生する。

この構造には、学級や学年等の様々な所属集団の構造上の問題が影響する。さらに、いじめは、もともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しいから、学校･家庭･地域が常に連携して見守っていくことや、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成していくことが重要であると捉えている。

４ 「城西小学校ストップいじめアクションプラン」 教職員のアクション重点項目

☆「いじめ」とは・・・

当該児童生徒が一定の人間関係にあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（文部科学省：平成１８年度）

☆ 本校のめざす学校・めざす子ども

いじめをしない・いじめをさせない・いじめを見逃さない学校

☆ 本校の指導方針

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる。」
「いじめは、一部の問題を抱えた子どもだけが起こしている問題ではない。」
◎いじめ事象は、不健全な集団から発生する歪んだ人間関係の現れである。
◎学校は、いじめ問題の解決について大きな責任を有する。
◎いじめは、人間として絶対に許されないという認識を徹底して指導する。
◎いじめられている児童を徹底して守り通す。

①あいさつ・そうじの指導徹底を図る。

（あいさつ）

◎生活目標との関連を図る。

・ 相手意識をしっかりともたせ、教師も子どもも気持ちのよいあいさつができるようにする。
・ 周りの人々や自分を支えてくれる食事など、いろいろなものに感謝する気持ちを育む。「いただきます。」「ごちそうさま。」「ありがとう。」

（そうじ）

・ 自分の役割を意識し、最後までやりきる体験を積ませる。
・ 一人ひとりの取組を見取り褒め賞賛することで、充実感を味わわせ、自尊感情を高める。
・ また教師も児童とともに清掃活動に取り組み、校内を美しい環境に保ち、気持ちのよい学校生活が送れるようにする。

②学習規律の徹底（西中ブロック：ピタすたの徹底）を図る。

・ 予鈴で移動をはじめ、本鈴ではかならず自分の席に座っているように指導を徹底する。
・ 教師も予鈴、本鈴を守り、チャイムと同時に学習が始まるようにすると共に、終わりの時間も守る。

③「話を聞く」ことの徹底を図る。

・ 「目で聞く」「耳で聞く」「心で聞く」ことを大切にしていく。
・ 聞く態度、聞く姿勢を徹底して全校で指導する。

④美しい言葉の徹底を図る。

・ 人権教育部提案をもとに、一年間大切にしていくめあて（ホットハート宣言）を各学級で話し合う時間を作る。
・ 児童会が中心になって、児童主体の取組を進めていく。
　児童会→代表委員会→各学級で話し合う→代表委員会→児童会の運動
・ 掲示板を活用し、全校児童が常に言葉遣いを意識できるようにする。
・ 「絶対に許さない言葉」を教師間で共通理解し、指導徹底を図る。

5　いじめ防止年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域への啓発
1学期	・　いじめ防止基本方針についての検討、共通理解 ・　児童に関する情報共有（子どもを語る会） ・　児童に関する情報共有（子ども支援委員会、生徒指導部会） ・　先生と話そう週間（各担任） ・　月例報告の際のいじめサインチェックの実施（各担任） ・　生徒指導に関する研修 ・　学校評価委員会の実施	・　学級開き ・　学級約束づくり ・　人権の日の取組 ・　ホットハート宣言の作成 ・　挨拶強調月間(児童会) ・　やまびこ班遊び ・　行事を通した人間関係づく　り(Ｆ．Ｓ　修学旅行) ・　子ども振り返りアンケート ・　先生と話そう週間（全員）	・　いじめ防止基本方針の発表、 ・　各月挨拶運動 ・　いじめ対策についての取組 説明、共通理解(学級懇談会) ・　保護者いじめアンケート ・　学習参観 ・　西中ブロック生徒指導連絡協議会① ・　保護者との情報交換（個別懇談会）
2学期	・　児童に関する情報共有（子ども支援委員会、生徒指導部会） ・　先生と話そう週間（各担任） ・　月例報告の際のいじめサインチェックの実施（各担任） ・　生徒指導に関する研修 ・学校評価委員会の実施	・　人権の日の取組 ・　学級目標の振り返り ・　挨拶強調月間(児童会) ・　やまびこ班遊び ・　インターネット状況調査 ・　行事を通した人間関係づくり（運動会、校内音楽会、校外学習、持久走大会、荒神山） ・　子ども振り返りアンケート ・　先生と話そう週間（全員）	・　各月挨拶運動 ・　学習参観 ・　保護者いじめアンケート ・　西中ブロック生徒指導連絡協議会② ・　保護者との情報交換（個別懇談会）
3学期	・児童に関する情報共有（子ども支援委員会、生徒指導部会） ・自己評価の実施 ・先生と話そう週間（各担任） ・月例報告の際のいじめ　サインチェックの実施（各担任）） ・学校評価委員会の実施	・人権の日の取組 ・ホットハート宣言の振り返　り ・挨拶強調月間（児童会） ・やまびこ班遊び ・子ども振り返りアンケート ・先生と話そう週間（全員）	・　各月挨拶運動 ・　学習参観 ・　保護者いじめアンケート

６　いじめ事案の発生、いじめ事案を認知した時の対応

〇いじめの認知・疑いがあればすぐに緊急いじめ対策会議を開催

組織：校長・教頭・教務主任・教務助任・生徒指導主任・人権教育主任・教育相談主任
養護教諭・当該学級担任・当該学年主任・ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ等

①いじめ対策会議１（事実確認の方途決定）→教育委員会へ報告
②事実確認
③いじめ対策会議２（情報集約と対応方針の決定）
④全教職員への共通理解と組織対応
　保護者への説明と協力依頼
⑤いじめ対策会議３（結果集約、再発防止に向けて）

〇 事実確認

①連絡・速報等
　・管理職・生徒指導主任への連絡
　・担任・生徒指導主任等が、情報を集約し、時系列に記録を詳細・正確にとる。
②被害児童からの聴取
　・担任・生徒指導主任・学年主任等が行う（守りきることを約束、辛い気持ちに共感 ）
③加害児童からの聴取
　・担任・生徒指導主任・学年主任等が行う（動機・背景や要因を探る）
④周囲の児童からの聴取
　・複数の教職員で行う　（正直に話せたことを褒める）
⑤集約と対策
　・迅速な対応と問題の背景・要因の分析と今後に向けた手立ての確認

〇 児童・保護者への対応

①被害児童への対応
　・共感的理解に基づく指導・支援（継続的に見守る・自信をもたせる・人間関係作り、仲間作りの支援）
　・教育相談主任や訪問教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる心のケア
②被害児童保護者への対応
　・家庭訪問の実施 … 担任と学年主任・生徒指導主任・管理職等 複数で実施
　被害児童とその保護者の気持ちを第一に考え、誠意をもって対応
　・継続的な連携（謝罪等一定の解決後も継続的な情報交換、継続的な面談・支援）
③加害児童への対応
　・再発防止に向けた指導・支援（意図的・計画的に継続して行う）
　・自発的な謝罪を促す指導（形式的にならず、粘り強く）
④加害児童保護者への対応
　・概要説明(保護者来校等)… 担任と学年主任･生徒指導主任・管理職等で実施
　・今後の対応策と子どもへの関わり方について協議
⑤学級（周囲の児童）への対応
　・「いじめは絶対許さない」という姿勢を示し、傍観者も「自分の問題」として捉えられるよう指導する。

・学年集会、全校集会、場合によっては保護者会開催等の検討

⑥事後の対応
・被害児童の継続的なケア
・全体教育活動の見直し→ 保護者・地域への協力依頼
・加害児童への継続的指導
・被害・加害児童の継続的な行動観察と状況把握（少なくとも３か月を目安）

◎いじめられている児童の発する具体的なサインチェック表

場　面	チェック	サイン
登校時		遅刻や欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。
		視線が合わず、うつむいている。表情が暗い。
朝の会		挨拶の声に元気がない。
		提出物の忘れが多くなる。
		健康観察の声が小さく、元気がない。また、視線が合わない。
授業中		体調不良を訴える。
		教科書や文房具などの忘れ物が目立つ
		教科書やノート、机などに落書きをされている。
		発言が笑われたり、無視されたりする。
休み時間		机を離される。
		一人でいることが多い。
		会話に入れてもらえない。
給食中		持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする。
		特定の仕事をやらされ続ける。
		机を離される。
放課後		給食の量が少ない。
		慌てて下校をする。または、用もないのに学校に残る。
		持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする。
		一人で下校をする。

◎いじめている児童の発する具体的なサインチェック表

チェック	サイン
	グループを作って仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
	ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	グループで会話をしていても、教職員が近付くと、不自然に散らばる。
	自己中心的な言動が目立ち、グループの中心的な存在の児童がいる。
	教職員や他の児童に対する言葉遣いが悪くなる。

◎学校内での具体的なサインチェック表

チェック	サイン
	嫌なあだ名が聞こえる。
	席替えなどで特定の児童と近くの席になることを嫌がる児童がいる。
	何か起こると特定の児童の名前が出る。
	壁などにいたずらや落書きがある。
	机や椅子、ロッカーなどが乱雑になっている。

◎家庭内での具体的なサインチェック表

チェック	サイン
	学校での出来事や友だちのことを話さなくなる。
	友だちや教職員、クラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
	朝、起きなかったり、登校をしぶったりする。
	友だちからの誘いを断ることが多くなる。
	遊ぶ友だちが急に変わる。
	部屋に閉じこもったり、家から出なくなったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
	体調不良を訴えることが多くなる。
	食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。
	成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。
	家庭の品物や金銭がなくなる。

７　重大事態への対処

（１）重大事態の意味

いじめ防止対策推進法法第２８条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状　況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。第１号の　「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目し　て判断する。例えば、次のような場合である。

・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・精神性の疾患を発症した場合
・金品等に重大な被害を被った場合

第２号の「相当の期間」については、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定　期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会や学　校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等を行うこととする。

（２）調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったのか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係の確認を速やかに調査する。

＜いじめ解決への指導・援助＞

〇いじめられた児童への指導・援助の姿勢

・どんな理由があるにせよ、徹底していじめられた子どもの味方に立つ。
・親身になって話を聞く。

・継続的に事後指導を行い、今後の対策について一緒に考える。

○いじめた児童への指導・援助の姿勢
・いじめの背景の理解に努め、個別にかかわる機会を継続的にもつ。
・自分はどうすべきであったか、これからどうすべきかについて考えをまとめ行動できるように援助する。
・教職員が一方的に問いつめるようなことはせず、お互いの人間関係を大事にしながらよい点を認める。
・集団でのいじめの場合は、個別指導と並行して、グループとの話し合いを継続して行う。
・本人が「謝りたい」という気持ちが生まれてきた段階で、いじめられていた子どもの気持ちを確認し、きちんとした謝罪と今後の決意表明をさせる。

（３）調査結果の提供および報告

学校は、いじめを受けた児童に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告であることが望ましい。

調査結果については、教育長に報告する。

８　「いじめ防止等の対策のための組織」および「重大事態に係る調査を行う組織」

（１）「いじめ対策会議（子ども支援委員会）」

主な役割

・いじめの相談、通報の窓口。
・いじめに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有。
・指導、支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携。

構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、担任、養護教諭（※必要に応じて、学校教育課支援室員、訪問教育相談員、心のオアシス相談員、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。）

役割（聞き取りを中心に行う担当）

・いじめられた児童担当……担任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭
・いじめた児童担当……担任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭
・間接（周辺の児童）指導担当…担任、学年主任、生徒指導主任
・保護者との連携担当……担任、学年主任、生徒指導主任

（２）「いじめ対策連絡協議会」

主な役割

・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実施、検証、修正。

・年間２～３回定例で開催する。

構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、担任、養護教諭、訪問教育相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、市こども若者支援課員